

令和7年度

七尾港第十五号灯浮標ほか3基定期交換工事

仕 様 書

第九管区海上保安本部

第一章 工事概要

1	件名	七尾港第十五号灯浮標ほか3基定期交換工事	
2	工事概要	本工事は、設標用標体への機器・配線等の取付け、運搬、全交換、引揚標体の機器・配線等の撤去を行うものである。	
3	工事場所及び工事内容	①国分航路第二号灯浮標（富山県伏木富山港）全交換 ②伏木航路第一号灯浮標（富山県伏木富山港）全交換 ③七尾港第十五号灯浮標（石川県七尾港）全交換 ④七尾港第十八号灯浮標（石川県七尾港）全交換 資機材保管場所 七尾大田浮標置場 石川県七尾市大田町112-7-10	
4	工事期間	契約日の翌日から令和8年2月27日	
5	管理事務所	(1) ①国分航路第二号灯浮標、②伏木航路第一号灯浮標 伏木海上保安部 交通課 富山県高岡市伏木錦町11-15 0766-44-0196 (2) ③七尾港第十五号灯浮標、④七尾港第十八号灯浮標及び七尾大田浮標置場 七尾海上保安部 交通課 石川県七尾市矢田新町二部173 0767-53-7118	

第二章 一般共通事項

1 適用範囲	<table><tr><td>(1)</td><td>本仕様書、関係法令に適合するように施工するものとし、該当事項の無いものには適用しない。</td></tr><tr><td>(2)</td><td>本仕様書に記載の無い事項でも、自然付帯する事項は請負金額の範囲内で実施する。</td></tr></table>	(1)	本仕様書、関係法令に適合するように施工するものとし、該当事項の無いものには適用しない。	(2)	本仕様書に記載の無い事項でも、自然付帯する事項は請負金額の範囲内で実施する。
(1)	本仕様書、関係法令に適合するように施工するものとし、該当事項の無いものには適用しない。				
(2)	本仕様書に記載の無い事項でも、自然付帯する事項は請負金額の範囲内で実施する。				

2	設計図書	設計図書とは、図面及び仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む）をいう。
3	監督職員 検査職員	監督職員・検査職員とは、「第九管区海上保安本部長」が任命する職員で、工事請負契約書に規定する監督職員及び検査職員をいう。
4	疑義に対する協議	設計図書に明記のない場合又は疑いを生じた場合は、一方的な解釈や変更をすることなく、監督職員と協議し、その指示に従う。
5	現場の納まりなどの関係による協議	現場の納まり、取合いなどの関係で、設計図書によることが困難又は不都合な場合は監督職員と協議する。
6	諸届	法令・条例・諸法規等により手続きが必要な場合は、工事工程に支障を及ぼさないように遅滞なく手続きを行う。 また、これに要する緒費用も負担する。
7	現場代理人及び主任技術者	(1) 現場代理人及び主任技術者とは、工事請負契約書に規定する現場代理人及び主任技術者をいう。 (2) 現場代理人及び主任技術者の経歴書を監督職員に提出する。
8	整備現場の安全衛生管理	(1) 整備現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり、関係法令等に従ってこれを行う。 ただし、別に責任者を定めた場合は、これに協力する。 (2) 整備現場においては、常に整理整頓を行い、特に危険箇所の点検を行うなど、事故の防止に努める。
9	災害及び公害の防止	整備に伴う災害及び公害の防止は、関係法令に従い適切に処置するとともに、特に下記の事項を守らなければならない。 (1) 第三者に災害を及ぼしてはならない。 (2) 公害の防止に努める。 (3) 善良な管理者の注意をもってしても、なお災害又は公害の発生のおそれがある場合の処置については、監督職員と協議する。 (4) 気象等の変化に注意し、事故の防止に努める。 (5) 機械器具等の取り扱いに注意し、事故の防止に努める。 (6) 第三者に対して損害を与えた場合は、請負者は適正な補償をしなければならない。

10 その他	(1) 電子データの提出は、ウィルス対策を実施したうえで提出しなければならない。 また、ウィルスチェックソフトは、常に最新データに更新しなければならない。 (2) 第九管区海上保安本部が運用している海の緊急情報の配信サービスでは、津波、気象及び海上の各警報等について、携帯電話メールによる迅速な入手が可能となり、本工事の安全管理に有効な手段であるため、左記の二次元コードからアドレスを登録のうえ、安全対策のツールとして活用する。
11 臨機の処置	災害又は、公害が発生した場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督職員に報告する。
12 養生	在来部分、施工済み部分、未使用材料などで汚染又は、損傷の恐れのあるものは、適正な方法で養生を行う。
13 工程表	契約後速やかに、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。
14 施工計画書	契約後速やかに、施工計画書を作成し、監督職員に提出する。 ただし、施工計画書作成の必要性の少ないものは、監督職員の承諾を受けて、省略することが出来る。
15 施工図、原寸図、見本その他	施工図、原寸図、見本その他は、必要に応じて速やかに監督職員に提出し、承諾を受ける。
16 職方への指示	実施工程表、施工計画書、施工図、原寸図、見本等は、関係する職方に周知徹底させる。
17 材料	(1) 材料は、新品とし、19 により合格したもの又は、承諾を受けたものとする。 (2) 材料の品質が明示されていない場合は、均衡を得た品質のものとする。 (3) 設計図書による「JIS（日本産業規格）の規格品」と指示された材料は、JIS マークの表示のあるもの又は JIS の規格証明書の添付されたものとする。 (4) 調合を要する材料は、調合表を監督職員に提出して、承諾を受ける。
18 材料搬入の報告	材料の搬入ごとに、その材料が設計図書に定められた条件に適合することを確認し、必要に応じ証明となる資料を添えて、監督職員に報告する。



19 材料の検査	(1) 材料は、種別ごとに監督職員の検査を受ける。ただし、軽易な材料については、監督職員の承諾を受けて省略することができる。 (2) 合格した材料と同じ種類の材料は、監督職員が特に指示する材料を除き、以後の使用を承諾されたものとする。
20 材料検査に伴う試験	(1) 試験は次の場合に行う。 ① 設計図書に定められた場合。 ② 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合。 (2) 供試体は、監督職員の指示を受けて製作する。 (3) 試験は、公的試験所、その他の試験所、工事現場など適正な場所で行うものとし、その決定にあたっては、監督職員の承諾を受ける。 (4) 試験を完了したときは、その試験成績書を速やかに監督職員に提出する。
21 施工	施工は、設計図書及び監督職員の承諾を受けた工程表、施工計画書、施工図、原寸図などに従って行う。
22 技能士	技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は単一等級の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督職員に提示する。
23 施工の検査	施工の検査は、次の場合に行う。 ただし、これによることが困難な場合は、別に指示する。 (1) 設計図書に定められた場合 (2) 監督職員が指示した工程に達した場合
24 施工の立ち会い	施工後の検査が不可能又は困難な箇所の施工、監督職員から指示された重要部分の施工及び設計図書に定められた場合にあつては、原則として監督職員の立ち会いを受ける。
25 施工に伴う試験	施工に伴う試験は、次の場合に行う。 (1) 設計図書に定められた場合。 (2) 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合。
26 後片付け及び清掃	施工終了後、現場の後片付け及び清掃を行う。
27 工事報告	工事の進捗、材料の搬入・搬出、作業員の作業、気象条件などを記載した報告書を、原則として、毎週作成し、監督職員に提出する。

28	工事写真	工事着手前から工事完了までの各工程順に撮影し、サービス判、各1枚ずつ、アルバムに整理して監督職員に3部提出する。 特に、工事完成後、海中に没する部分や外部から確認することができない部分の撮影を忘れないよう十分注意するとともに、被写体の寸法が判明するようにスケール、ポール及び箱尺などを同時に撮影する。
29	完成写真	正面、側面2方向から撮影し、前項のアルバムに整理して監督職員に3部提出する。
30	官給品	工事にあたり官給品がある場合は、次の措置を施す。 (1) 官給品を受領した際は、「官給物品受領書」を提出する。 (2) 保管場所。保管方法等について監督職員から指示を受けた場合、必要な措置を施す。 (3) 官給品を使用したときは「官給物品精算書」を提出する。
31	撤去品及び発生材	撤去品及び発生材があった場合は、次の措置を施す。 (1) 監督職員の指示に従う。 (2) 撤去品が発生した際は「撤去品等発生通知書」を提出する。 (3) 監督職員の指示により、引渡しを要しないものは、関係法令に従い請負者の責任において適切に処理する。
32	完成検査	検査にあたっては、現場代理人立会いのもと検査職員の検査を受ける。 (1) 監督職員は、工事検査に先立って請負者に対して検査日を事前に連絡するものとする。 (2) 検査職員は、監督職員及び請負者の臨場のうえ、工事目的物を対象として設計図書と対比し、検査を行うものとする。 (3) 検査職員が修補の必要があると認めた場合、請負者は直ちに修補して検査職員の検査を受けなければならない。
33	工事实績情報サービス (CORINS) への登録	契約後速やかに工事实績情報サービスへの登録内容について監督職員の確認を受け、以下の期間内に登録機関へ登録申請を行う。 ただし、期間には、行政機関の休日に関する法律 (昭和 63 年法律第 91 号) に定める行政機関の休日は含まない。 (1) 工事受注時 契約締結後 10 日以内 (2) 登録内容の変更時 変更契約締結後 10 日以内 (3) 工事完成時 工事完成後 10 日以内 なお、登録後は直ちに登録されたことを証明する資料を、監督職員に提出する。
34	監督職員等の海上	工事の履行に際し、海上運送が必要となる場合は、自社船、不定期航路事業で使用する船舶又は定期傭船契約した船舶等を利用して監督職員、検査職

運送

員等を運送するものとする。

事前に船舶検査証、船舶操縦免許証、不定期航路事業の許可書の写し、用船者との契約書の写し等を提出する。

第三章 工事内容

本仕様に記載されていない事項や詳細については「港湾工事共通仕様書」（国土交通省港湾局編集）、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）及び（電気設備工事編）」（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）、「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通大臣官房技術調査課電気通信室編集）、「灯浮標等設置工事共通仕様書」（海上保安庁交通部整備課編集）による。

1 官給品・支給品	官給品及び官給品引渡し場所は、官給品内訳書のとおりとする。
2 機器等取付・配線 （設標用標体に適用）	(1) LED浮標灯器 ① 取付・配線 灯器を櫓部の灯ろう取付台へ付属のボルトナットを用いて、堅固に取付け、浮体内部へ取付けた灯浮標用ソーラーシステム制御器まで、図示のとおり配線を行う。 ② 防水 水滴等は灯器内部回路の劣化原因となるため、電線の引込部、灯器の各パッキン部等の気密、水密に十分注意して施工する。 なお、雨水若しくは波浪の飛沫が侵入する恐れがある場合は、原則として施工しない。 やむを得ず施工の必要がある場合は、監督職員の承諾のもと、これらの侵入がないように注意し、灯器内蔵の乾燥剤と同等品を内部に封入する。 (2) 灯浮標用ソーラーシステム ① 太陽電池モジュール取付 太陽電池モジュールは表面を遮蔽物（ダンボール紙等、以下同じ）で覆った後、踊場へ資機材保管の太陽電池モジュール取付台を使用し、堅固に取り付ける。ボルトの余長にはナット脱落防止スプリングなどを取付ける。 ② 灯浮標用ソーラーシステム制御器 灯浮標用ソーラーシステム制御器は浮体内部の制御器取付座に、付属のボルトナットを用いて堅固に取り付ける。 ③ 灯浮標用ソーラーシステム端子箱 灯浮標用ソーラーシステム端子箱は灯ろう台側面の端子箱取付座に、付属のボルトナットを用いて堅固に取り付ける。 ④ 配線 灯浮標用ソーラーシステム端子箱、灯浮標用ソーラーシステム制御器間を図示のとおり配線を行う。 灯浮標用ソーラーシステム制御器の温度センサー端子を蓄電池に取り付ける。 なお、配線の接続にあたっては、太陽電池モジュールの表面が遮蔽物で

覆われていること及び灯浮標用ソーラーシステム制御器の電源スイッチが「断」であることを確認した後に行う。

(3) 蓄電池

① 取付・配線

蓄電池は、資機材保管場所の蓄電池ラックを浮体内部の蓄電池ラック取付座に2組の蓄電池ラックを取付け3個ずつ納める。

なお、各蓄電池間及び灯浮標用ソーラーシステム制御器までの配線は、図示のとおり配線を行う。

② 補充電

取付前に各蓄電池の端子電圧（基準電圧2.23V／セル）を測定し、電圧が不足している場合は充電を行う。

充電方法は監督職員により別途指示する。

(4) 特定小電力型監視装置

① 特定小電力型監視装置は、灯ろう台側面の監視装置取付座に付属のボルトナットを用いて堅固に取り付ける。

② 通信用空中線取付金具は図示に従い制作し頭標取付金具にUボルト（M10 C型 SUS304）3組で取り付ける。

③ 通信用空中線（GPS）は、通信用空中線取付金具に取付用ボルトナット2組で取り付ける。

④ 通信用空中線（Lora）は通信用空中線取付金具（パイプブラケット）2組で取り付ける。

(5) 結線

① 結線は原則として監督職員立会いのもとに行う。

② 結線は、使用する電線に適合した圧着スリーブ、圧着端子、電線コネクタ等の接続材料及び工具を使用する。

③ 電線被覆の剥ぎ取りは、電線の内部被覆及び芯線を傷つけないように施工する。

④ 制御器、端子箱内の電線は、接続先を明示する。

(6) 頭標、中心筒閉塞板（標体番号 93058、94023、）、沈錘、鉄鎖及び水中接続具（三ツ目環、転環、接環）を各標体に図示のとおり取り付ける。

頭標の取付けは、資機材保管場所保管の頭標取付金具を用いて、ダブルナットで固定後、割りピンを施す。

(7) 各取付数量

各標体への機器等の取付数量は別表－2（標識別内訳書）のとおりとする。

(8) 動作等の確認

監督職員立会いのもと、設標前及び設標後に機器の取付及び配線等に異常が無いことを確認した後、次のことを確認する。

① 電圧の確認

電圧計にて各蓄電池の端子電圧及び総合電圧（蓄電池群の両端電圧）を確認する。

② 灯浮標用ソーラーシステムの確認

	太陽電池モジュールの表面遮蔽物の取外し、灯浮標用ソーラーシステム制御器の電源スイッチを「接」にし、灯浮標用ソーラーシステム制御器にて各電圧・電流値を確認する。 ③ LED浮標灯器の動作確認 作業完了後、日光弁受光部を遮蔽して、正常に点灯することを確認する。 下記作業要領に従い、別表－１のとおり告示位置（世界測地系）に図示のとおり設標する。 ④ 特定小電力型監視装置 特定小電力型監視装置の電源スイッチを「接」にし、各保安部の監視入力装置に灯火の状態、位置、蓄電池電圧が表示されることを確認する。
3 設標・引揚	下記作業要領に従い、別表－１のとおり告示位置（世界測地系）に図示のとおり設標する。 (1) 港長への工事許可申請等は、遅滞なく提出し、工事開始予定日に間に合うよう許可を得ておくものとする。 (2) 設標工事の日程は、事前に監督職員に通知する。 また、設置工事においては、航路標識の運用を休止しないので、関係者との連絡は密にする。 (3) 設標工事に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、所定の位置に設置するよう、安全等に注意して施工する。 (4) 設標標体及びその水中接続具等は作業船に積み込むものとし、岸壁等に仮置きする場合は、必要な安全対策を講じる。 (5) 設標標体、水中接続具及び沈錘等は事前に接続し、ワイヤーロープで固縛整理する。 (6) 設標工事に際しては、監視を十分に行い航行船舶との事故防止に努める。 (7) 作業中においては安全監視船１隻を配備し、航行する船舶を警戒するとともに、通航船や航走波の接近を作業船に随時通報するものとする。 (8) 設標作業に際し、標体等に損傷を与えないよう細心の注意を払う。 (9) 位置測定方法及び精度は、GPSによる位置測定程度とする。 設標後、設標位置（緯度経度）及び水深（計測時刻を含む）を監督職員に報告するとともに、その値を完成図書に添付する。 (10) 設標作業完了後、標体に異常がないことを確認する。 なお、異常を発見した場合は、直ちに監督職員に報告し、指示を受ける。 (11) 請負者は、設標完了後、灯器の点灯確認及び監督職員が指示する項目の確認を行い、正常に機能することを確認する。
4 機器等の撤去（引揚標体に適用）	引揚標体から機器及び配線等を撤去し、機器類については拭き取り清掃を行い、取り外したすべてのボルトナットを整備、洗浄し、規格ごとに仕分けし、監督職員の指定する場所に納める。 各引揚標体からの機器等撤去数量は別表－２（標識別内訳書）のとおりとする。（一部転用）

5 撤去品	撤去品及び撤去品納入場所は、撤去品内訳書のとおりとする。
6 運搬	官給品・支給品・撤去品等を運搬する際は破損・故障等のないよう十分注意する。
7 引揚標体・資機材（頭標、沈錘、鉄鎖及び水中接続具）運搬及び貝類かき落とし（引揚標体に適用）	(1) 引揚標体・資機材は、資機材積降し場所から請負者所有地等まで運搬し、請負者所有敷地等において、別表－3（標体塗装工程内訳書）のとおりに念に海藻及び貝類のかき落としを行った後、真水により高圧洗浄する。 (2) (1)の作業で発生した貝類等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に従って適切に処理し、その証拠書類を監督職員に提出する。 (3) 接環は、かき落とし終了後、分解清掃及び組立を行う。 (4) かき落としが終了した標体・資機材は、七尾大田浮標置場まで運搬し、監督職員の指示する場所に整理格納する。 (5) 標体は、回転及び転倒防止のため、台木等により固定する。
8 計測	標体は設標用・引揚用の両標体とし、鉄鎖・水中接続具・沈錘の吊環も、設標前のものと引揚後のものの両方を次の要領で計測する。 監督職員の指示により、超音波厚み計及びノギス等を用いて、別表－4（資機材計測要領）に従って鋼材厚の計測を行い、その結果を監督職員に2部提出する。 なお、引揚げた標体ごとに、鉄鎖及び水中接続具を番号札等で整理し、計測箇所はペイントでマークする。
9 その他	標体の設置等については、天候及び海上模様等の状況に十分注意し、監督職員と密に打ち合わせを行い施工する。

官 給 品 内 訳 書

品 名	規 格	単 位	数 量	備 考
標体	L-1	基	2	七尾海上保安部
標体	L-2	基	2	七尾海上保安部
鉄鎖	38mm×25m	連	3	七尾海上保安部
鉄鎖	38mm×5m	連	3	七尾海上保安部
鉄鎖	32mm×25m	連	2	七尾海上保安部
鉄鎖	32mm×12.5m	連	1	七尾海上保安部
水中接続具(三ツ目環)	32mm×12	房	2	七尾海上保安部
水中接続具(三ツ目環)	30mm×12	房	2	七尾海上保安部
水中接続具(転環)	38mm	個	2	七尾海上保安部
水中接続具(転環)	32mm	個	2	七尾海上保安部
水中接続具(接環)	38mm	個	15	七尾海上保安部
水中接続具(接環)	32mm	個	11	七尾海上保安部
沈錘	RC8t	個	2	七尾海上保安部
沈錘	RC4t	個	3	七尾海上保安部
頭標	円筒Ⅰ型	個	2	七尾海上保安部
頭標	円錐Ⅰ型	個	2	七尾海上保安部
頭標取付金具		組	4	七尾海上保安部
LED浮標用灯器	Ⅲ型赤	個	1	七尾海上保安部
LED浮標用灯器	Ⅲ型緑	個	1	七尾海上保安部
LED浮標用灯器	Ⅱ型赤	個	1	七尾海上保安部
LED浮標用灯器	Ⅱ型緑	個	1	七尾海上保安部
太陽電池モジュール	20W	面	18	七尾海上保安部
灯浮標用ソーラーシステム制御器	標準型	個	4	七尾海上保安部
灯浮標用ソーラーシステム端子箱		個	6	七尾海上保安部
GPS型同期点滅装置	日本光機製	個	2	七尾海上保安部
蓄電池	MSE150(長寿命型)	個	24	七尾海上保安部
特定小電力型監視装置	通信用空中線含む	個	2	七尾海上保安部
特定小電力型監視装置	通信用空中線含む	個	2	伏木海上保安部

件 名：七尾港第十五号灯浮標ほか3基定期交換工事
 官 給 元：七尾海上保安部、伏木海上保安部
 引渡場所：七尾大田浮標置場、伏木海上保安部

灯 浮 標 一 覧 表

標 識 名	告 示 位 置	水 深	灯 質	標 体 型 式	標 体 番 号
	上段:緯度 下段:経度				上段:設標 下段:引揚
七尾港第十五号灯浮標	N 37-04-34(33.7)	約15m	Fl(2)G6s	L-1	93063
	N 37-04.562				93060
	E137-00-01(01.1)				
	E137-00.018				
七尾港第十八号灯浮標	N 37-03-50(50.2)	約10m	FlR3s	L-1	93058
	N 37-03.837				93056
	E136-59-19(19.3)				
	E136-59.323				
国分航路第二号灯浮標	N 36-49-17(17.4)	約27m	Fl(2)R6s	L-2	94023
	N 36-49.29				94022
	E137-04-15(15.1)				
	E137-04.252				
伏木航路第一号灯浮標	N 36-47-41(40.9)	約13m	FlG3s	L-2	94030
	N 36-47.682				94020
	E137-04-45(45.1)				
	E137-04.752				

(設 標)

(設 標)

[illegible]

(引 揚)

(2 / 2)

[illegible]

別表－3

標 体 塗 装 工 程 内 訳 書

標 識 名	引 揚 標 体						
	標体番号	標体種別	踊場・櫓部	浮体吃水上部	浮体吃水下部	尾筒内面	備考
七尾港第十五号灯浮標	93060	L-1型 (一般)	高压水洗	高压水洗・下地調整4種	高压水洗・下地調整4種	高压水洗・下地調整4種	
七尾港第十八号灯浮標	93056	L-1型 (共用)	高压水洗	高压水洗・下地調整4種	高压水洗・下地調整4種	高压水洗・下地調整4種	
国分航路第二号灯浮標	94022	L-2型 (共用)	高压水洗	高压水洗・下地調整4種	高压水洗・下地調整4種	高压水洗・下地調整4種	
伏木航路第一号灯浮標	94020	L-2型 (共用)	高压水洗	高压水洗・下地調整4種	高压水洗・下地調整4種	高压水洗・下地調整4種	

標 体 塗 装 仕 様

作 業 工 程	塗 料 及 び 処 理	塗 装 回 数	備 考
下地処理(4種ケレン)	動力工具及びパワーブラシ	-	尾筒内面(一般型を除く)、浮体吃水上部及び浮体吃水下部全面
高压水洗浄		-	標体外部及び水中接続具全面

標 体 面 積

標 体 型 式 等	踊場部	櫓部	吃水上部	吃水下部	浮体内部	尾筒内面	備考
L-2型(共用)	9.93㎡	14.81㎡	14.31㎡	36.29㎡	44.95㎡	15.92㎡	
L-1型(共用)	9.11㎡	12.12㎡	11.58㎡	27.19㎡	38.3㎡	10.36㎡	
L-1型(一般)	10.01㎡	13.35㎡	12.92㎡	28.43㎡	35.22㎡	-	

資 機 材 計 測 要 領

1 標体

標体は、次により計測し、標体衰耗調査表に記録すること。(監督職員が指示する場合を除く)

計測部	計測数	備考
櫓部	5点	主柱部
上部鏡板部	2点	上部鏡板
胴板上部	3点	喫水上部(喫水線部を含む)
胴板下部	3点	喫水下部
下部鏡板部	2点	下部鏡板
尾筒部	2点	尾筒部(筒中央部を含む)

2 鉄鎖

鉄鎖は、様式1・2のとおり5mごと及びエンドリンクを計測する。(監督職員が指示する場合を除く)

3 三ツ目環

三ツ目環は、様式3・4のとおり環部及び鎖部を計測する。(監督職員が指示する場合を除く)

4 転環

転環は、様式5・6のとおり本体及び回転頭を計測する。(監督職員が指示する場合を除く)

5 接環

接環は、様式7・8のとおり本体及びピンを計測する。(監督職員が指示する場合を除く)

6 沈錘

沈錘は、吊環の一番細くなっている部分を計測する。(監督職員が指示する場合を除く)

7 外観点検

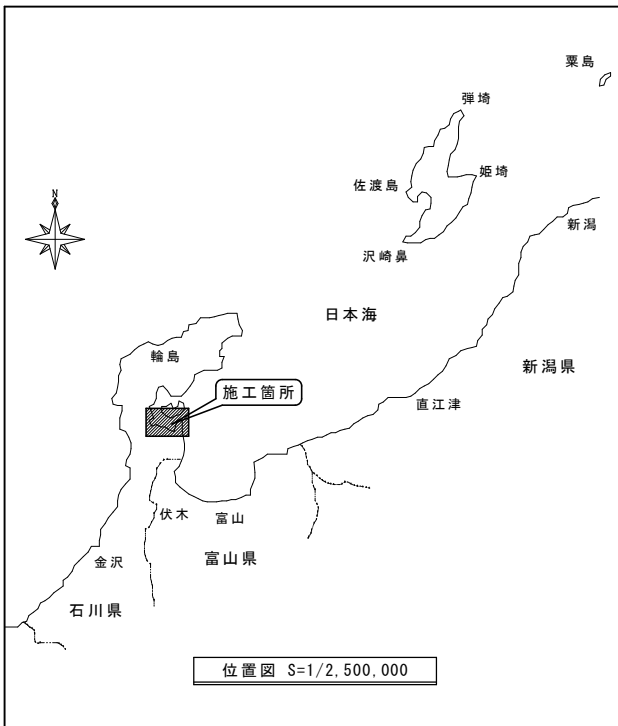
1)計測検査と並行して目視により次の点検を行い、点検結果を様式1～8のとおりまとめること。

2)鉄鎖、三ツ目環の腐食、さび、変形、傷等異常の有無

3)接環本体、ピン及び各部品腐食、さび、変形、傷等の有無

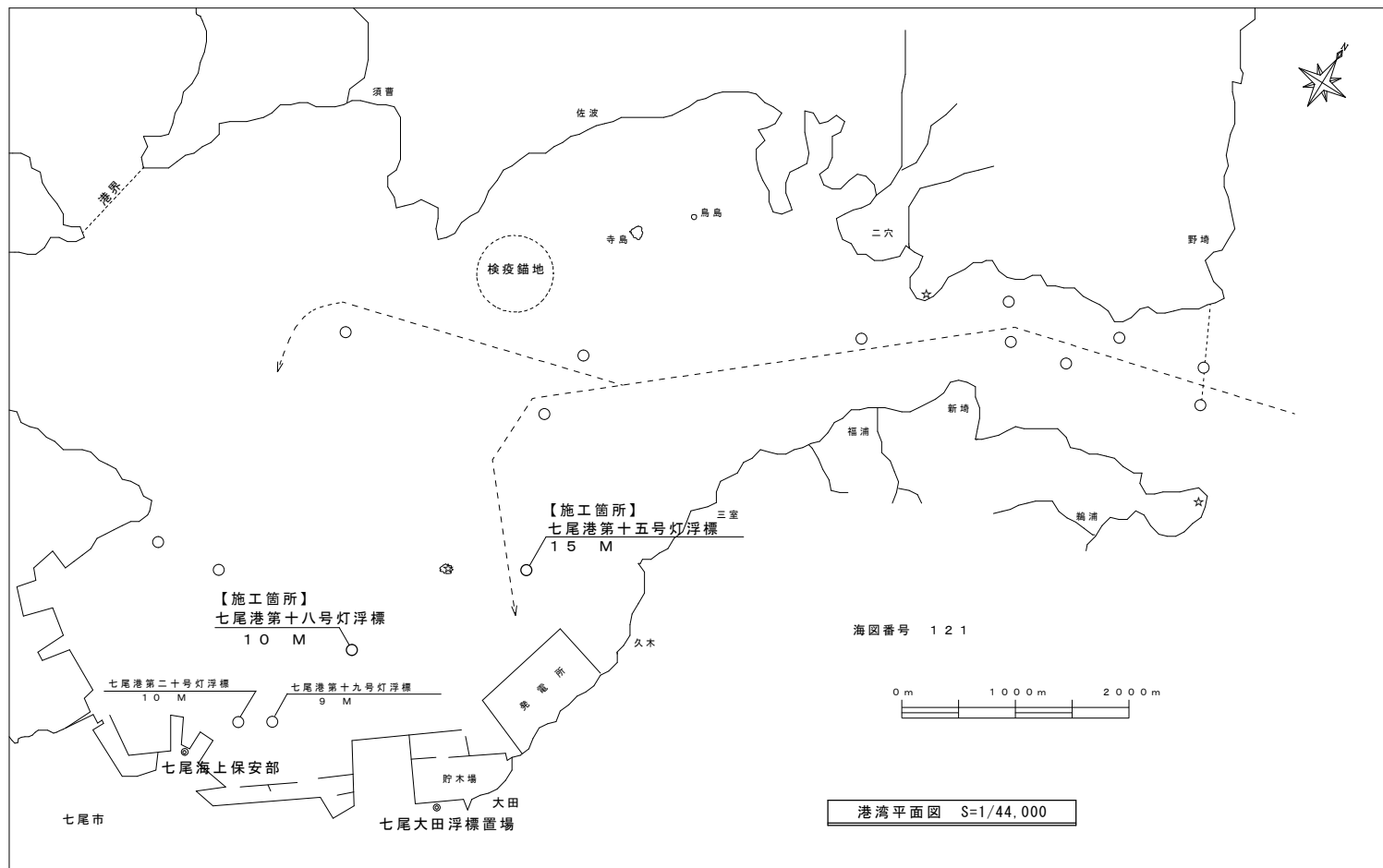
4)転環の腐食、さび、変形、傷等異常の有無及び回転軸頭ナットの摩耗状況

5)沈錘の躯体のひび、吊環の錆、変形、傷等異常の有無及び摩耗状況



工事概要

- ① 設標予定標体に機器類を取り付ける。
- ② 既設灯浮標を撤去し、設標灯浮標を告示位置に設置する。
- ③ 引揚標体から既設機器類を撤去する。
- ④ 引揚標体を清掃及び整備する。
- ⑤ 引揚げた標体、鉄鎖、水中接続具を計測する。



令和7年度

工事件名 七尾港第十五号灯浮標ほか3基定期交換工事
(七尾港)

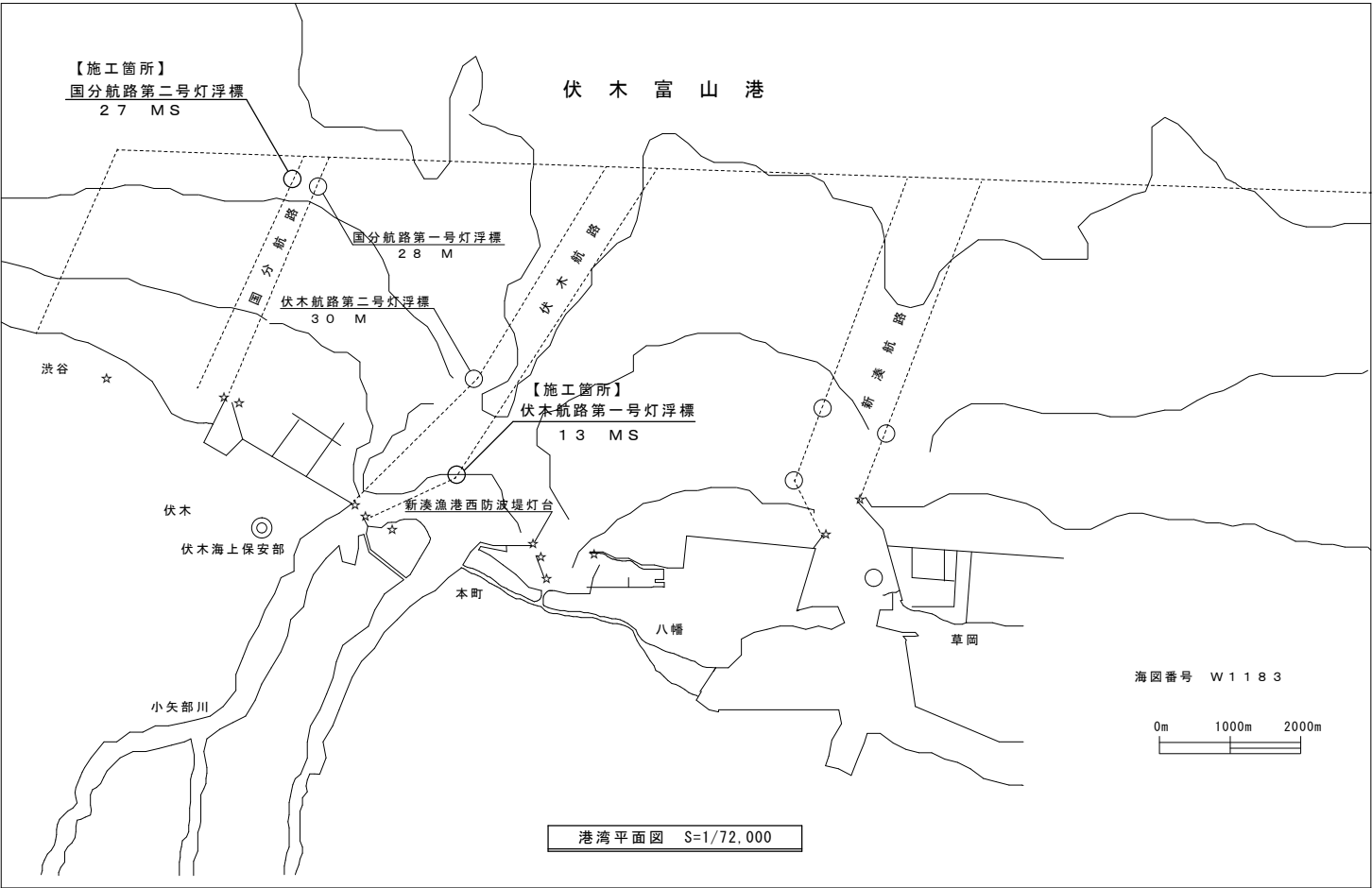
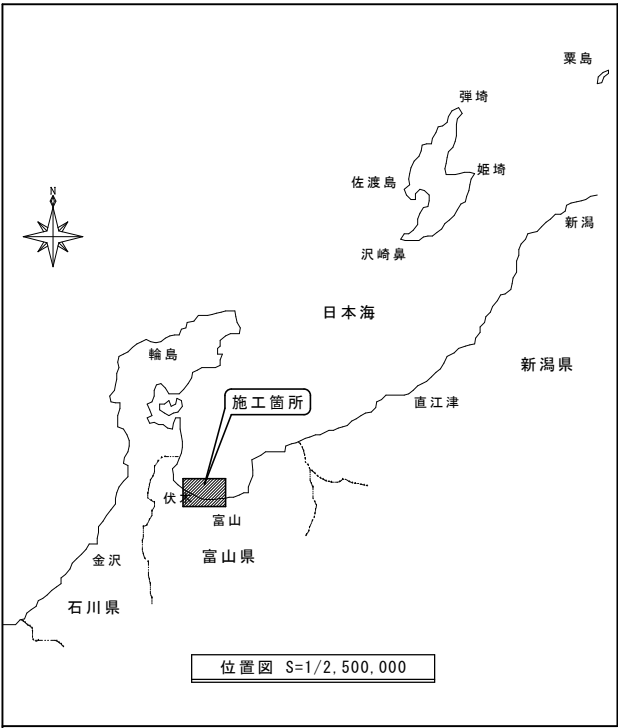
図面名称 位置図 港湾平面図

縮尺 図示

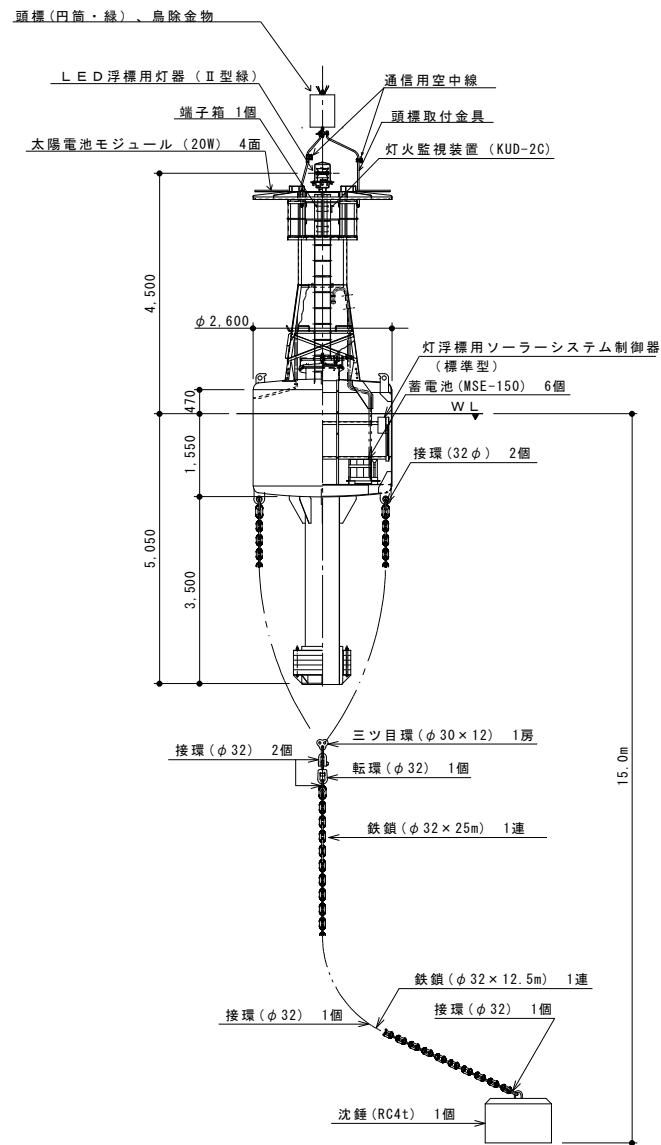
第九管区海上保安本部

図面番号

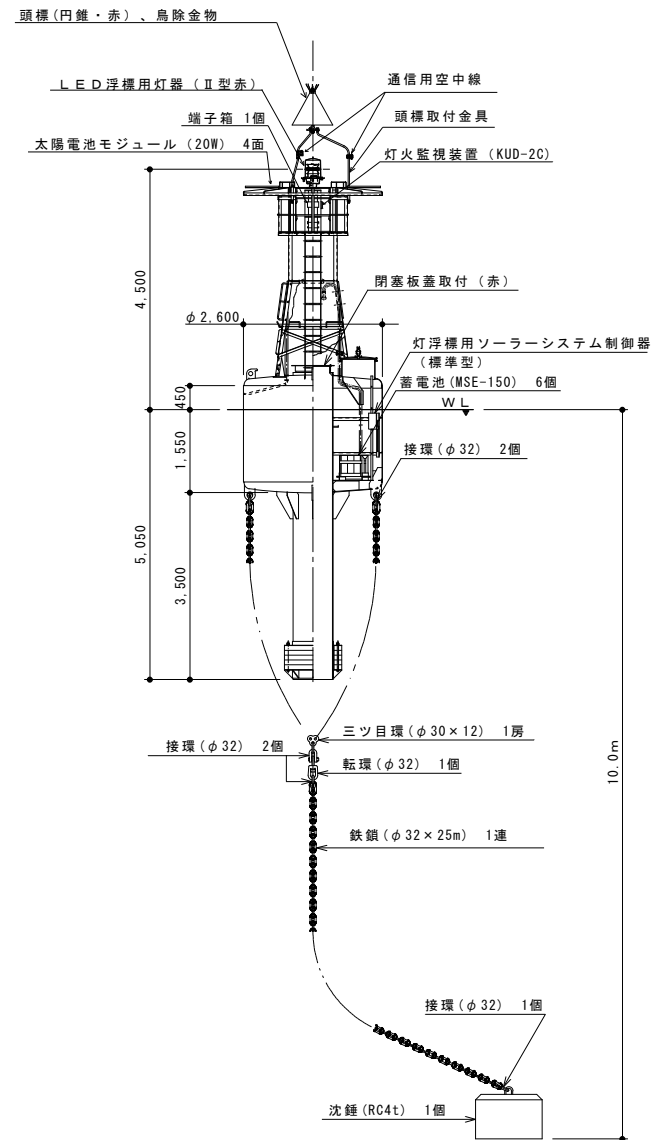
1 / 6



灯 浮 標 碇 置 図 (交 換 後)



標体番号：93063
七尾港第十五号灯浮標 S=1/100



標体番号：93058
七尾港第十八号灯浮標 S=1/100

令和7年度

工事件名 七尾港第十五号灯浮標ほか3基定期交換工事
(七尾港)

図面名称 灯浮標碇置図 (交換後)

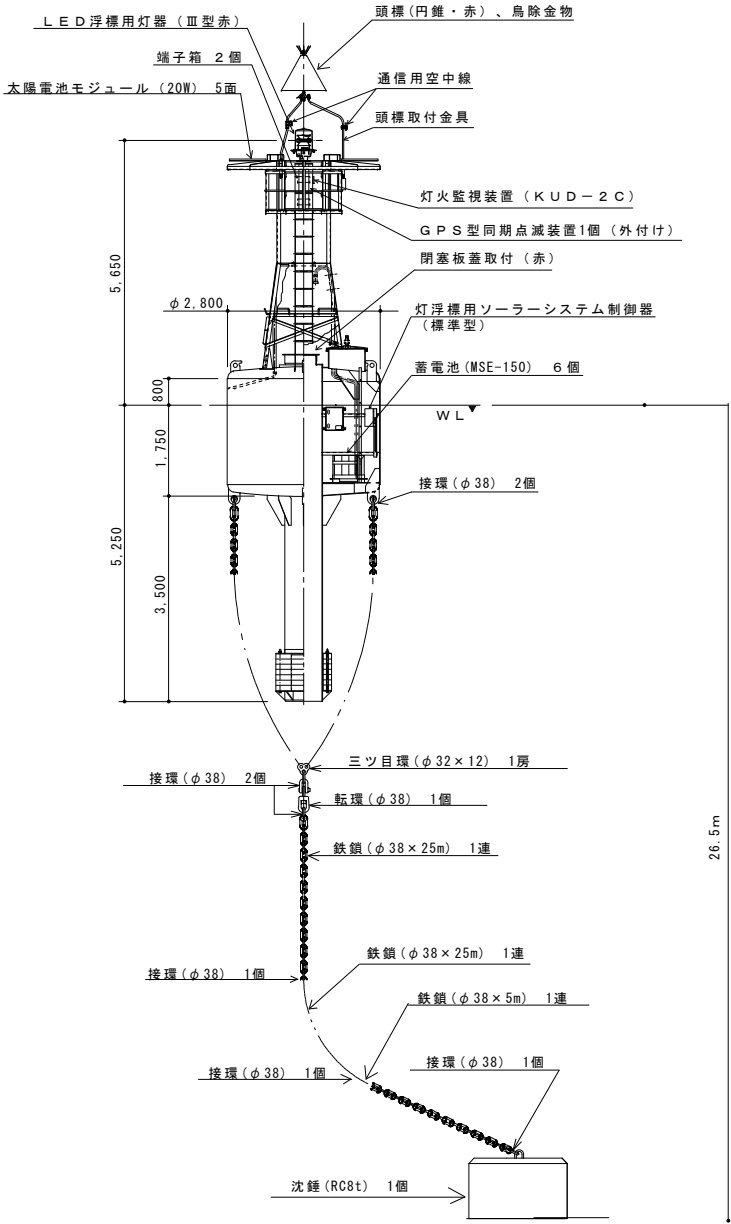
縮尺
図示

設計 第九管区海上保安本部

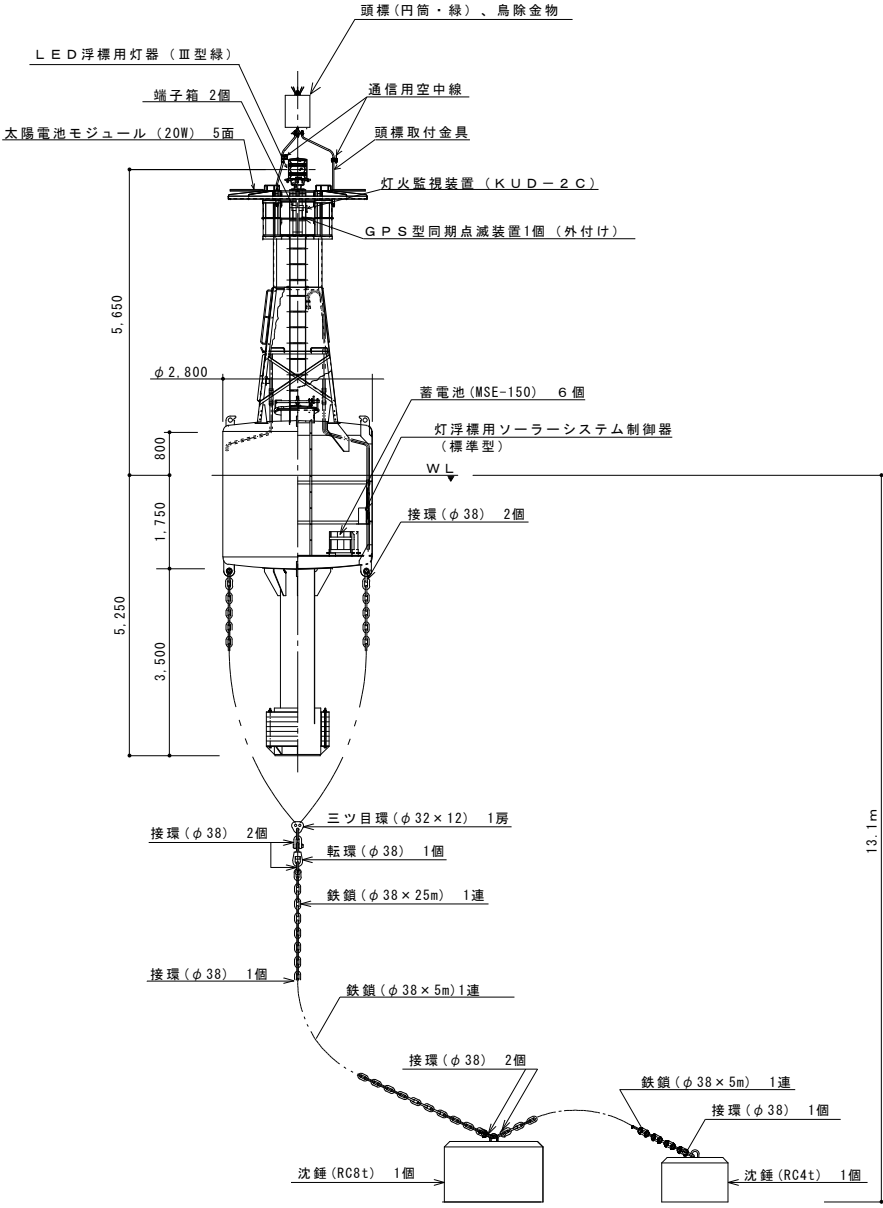
図面番号

3 / 6

灯 浮 標 碇 置 図 (交 換 後)

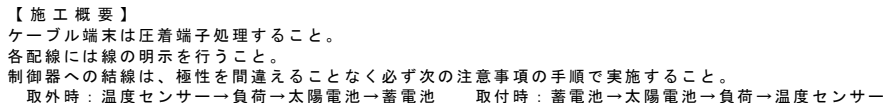


標体番号 : 94023
国分航路第二号灯浮標 S=1/100



標体番号 : 94030
伏木航路第一号灯浮標 S=1/100

国分航路第二号灯浮標、伏木航路第一号灯浮標



灯火監視装置の接続については、蓄電池を取り外した状態より設置要領書に基づき次の手順で接続すること。

取付時：空中線ケーブル→灯器関係ケーブル→測定用ケーブル→電源ケーブル

※接続ケーブルを取り外す場合は、必ず蓄電池に接続されているケーブルを外すこと。

電気スイッチ「接」は監督職員の立会い又は指示があるまで行わないこと。